

火薬類取締法 その他の取り組みについて

令和4年3月

経済産業省産業保安グループ^o

鉦山・火薬類監理官付

1. 施行規則の改正

1. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（大臣試験、都道府県知事試験）（令和2年4月10日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第72条、第73条]

経済産業大臣・都道府県知事が行う火薬類の保安責任者試験について、改正前は必ず年1回（都道府県知事試験にあっては年1回以上）行うこととなっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、実施することが困難である場合は中止することが可能となる規定を整備した。

2. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（製造施設又は火薬庫の保安検査）（令和2年6月26日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第44条の2]

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、製造施設又は火薬庫について、施設等により定められた期間内に行わなければならない保安検査の期間を延長した。

- 対象：令和2年6月1日から同年9月30日までの間に保安検査を行う期間が終了する者及び同期間に保安検査申請書を提出しなければならない期限が終了する者
- 延長期間：4か月（例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長）

3. 押印・署名廃止等（令和2年12月28日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則様式]

押印を求めている手続等に関して押印を不要とするため、所要の規定等を整備。

4. 経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（令和3年10月22日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第81条の13様式第46、第89条様式第49]

地方公共団体からの提案を受け、経済産業省所管法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する身分証明書は、都道府県知事等の事務に係るものに限り、火薬類取締法令の規定にかかわらず、既存の様式に加えて、統合様式を用いての身分証明書の作成が可能となった。

2. 適用除外火工品の指定

○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の改正

- ・**電流緊急遮断器**（第36号に追加／令和2年5月改正）
- ・**着衣型エアバックガス発生器**（第37号に追加／令和2年5月改正）
- ・航空法第2条第22項に規定する**無人航空機に用いるパラシュート開傘装置**（第38号に追加／令和2年5月改正）
- ・**航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器**（第39号に追加／令和2年5月改正）
- ・**針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品**（第40号、第41号を追加／令和3年9月改正）

【改正予定】

- ・**チャイルドシートに用いるエアバックガス発生器**（令和3年12月の火工品検討WGで審議済み）
- ・航空法第2条第22項に規定する**無人航空機に用いるパラシュート開傘装置**（令和3年12月の火工品検討WGで審議済み）

3. 事故マニュアルの見直し

令和3年5月20日付けで火薬類都道府県等における火薬類事故対応マニュアルを制定。

旧・火薬類事故措置マニュアル（平成24年9月19日付け20200919商局第50号）からの主な変更点は以下のとおり。

<主な変更点>

- ① 従来、テレビ・新聞等の取扱いにより社会的影響・関心が大きいと認められる事故については、人的被害・物的被害の状況に関わらず A 級又は B 級事故と定義していたが、人的被害・物的被害の規模により分類することとした。
- ② 社会的影響・関心が大きいと認められる場合には、事故の分類にかかわらず、都道府県等は速やかに担当監督部に連絡することとした。
- ③ 担当都道府県等は、事故発生状況等から判断し、関係する別の都道府県等が存在する場合には情報提供することが望ましいこととした。

(参考)事故の規模の分類の概要

[A級事故]

- ・死者5名以上
- ・死者及び重傷者が合計して10名以上
- ・死者及び負傷者が30名以上
- ・甚大な物的損害が生じた 等

[B1級事故]

- ・死者1名以上4名以下
- ・重傷者2名以上9名以下
- ・負傷者6名以上29名以下
- ・多大な物的損害が生じた 等

[B2級事故]

- ・1年経過しない間に発生したC1級事故 等

[C1級事故]

- ・負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下 等

[C2級事故]上記以外

4. 火薬類保安経済産業大臣表彰について

- 火薬類の保安に関し、永年にわたり災害防止のため不断の努力を重ね、成果を収め極めて顕著な功績をあげた保安功労者、優良従業者及び優良事業所を表彰するもので、保安意識の高揚を図り火薬類の保安を推進することを目的とする。
- 昭和35年度より実施され、令和2年度は26回目。受賞者総数は：636件
- 受賞対象
 - － 保安功労者 (イ)保安管理・保安教育、(ロ)学識経験・保安技術、(ハ)事業所・公共の安全
 - － 優良従事者 (イ)15年以上従事・10年以上無事故、(ロ)法令等遵守・保安に積極的熱意
 - － 優良事業所 (イ)保安上の措置が特に優れている、(ロ)保安体制整備・教育徹底
- 令和2年大臣表彰受賞者の推薦及び選定の際に見つかった課題への対応及び産業保安G内の他の大臣表彰制度との整合性の観点から、今般次の見直しを実施。
 - (1) 指定都市の所管に係る事業者等について、指定都市から監督部への推薦ルートを設定。
 - (2) 候補者の採択件数を柔軟に運用できるよう、受賞対象ごとに原則10件以内に改正。
 - (3) 国の審議会の委員等、国への貢献度の点数への反映。
 - (4) 選考基準の紛らわしい配点規定の見直し。現状と乖離している規定の見直し。
 - (5) 推薦のあった者以外の者でも、技保審が推薦を求められるように改正。
 - (6) 非常の場合等に特に功績のあった保安功労者の区分を新たに追加。
 - (7) 問合せの多い、選考基準の「公的機関」を明確化。
- 改正時期：令和3年度内に改正し、令和4年の表彰から適用

5. 日豪円滑化協定について

1月6日（木曜日）、岸田文雄内閣総理大臣とスコット・モリソン・オーストラリア連邦首相（THE HON. SCOTT MORRISON, MP, PRIME MINISTER OF THE COMMONWEALTH OF AUSTRALIA）との間で、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪円滑化協定）への署名が行われました。

1. 日豪円滑化協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定です。
2. この協定は、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するとともに、日豪両国によるインド太平洋地域の平和と安定への一層の貢献を可能にするものです。

出典：外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_005481.html）

【日豪円滑化協定中の火薬類に係る規定】（日豪円滑化協定（和文）からの抜粋）

第十四条

- 1 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる。
- 2 1に規定する武器、弾薬、爆発物及び危険物は、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱う。
- 3 派遣国は、接受国における協力活動のために輸入する武器、弾薬、爆発物及び危険物の種類、数量及び輸送日程を接受国に事前に通報する。

出典：外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100283785.pdf>）